

# 訪問系サービスに係る 人員配置基準等について

# ① 行動援護の提供に係る資格要件

## 1 サービス提供責任者資格要件 ((1)又は(2)に該当する者)

- (1) 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有するもの
- (2) 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者又は居宅介護職員初任者研修課程(居宅介護従業者養成研修2級課程)修了者(3年以上介護等の業務に従事した者)であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有するもの

### 経過措置

※(2) 平成30年3月31日までの経過措置

## 2 従業者資格要件 ((1)又は(2)に該当する者)

- (1) 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有するもの
- (2) 居宅介護従業者要件を満たす者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有するもの

### 経過措置

※(2) 平成30年3月31日までの経過措置

## ② 同行援護の提供に係る資格要件

### 1 サービス提供責任者資格要件 ((1)～(3)のいずれかに該当する者)

- (1) 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者又は居宅介護職員初任者研修課程(居宅介護従業者養成研修2級課程)修了者(3年以上介護等の業務に従事した者)であって、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)修了者
- (2) 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したものであって、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)修了者
- (3) 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

#### 経過措置

- ※(1) 平成30年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修修了を要しない経過措置
- ※(2) 平成30年3月31日までの経過措置

### 2 従業者資格要件 ((1)～(3)のいずれかに該当する者)

- (1) 同行援護従業者養成研修(一般課程)修了者
- (2) 居宅介護の従業者要件を満たす者又は視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。
- (3) 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

#### 経過措置

- ※(2) 平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置

# 提出書類等(同行援護)

(参考様式)

**研修受講誓約書**

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地  
          名 称  
代表者 住 所  
          氏 名 印

当法人は下記に掲げることを誓約します。

記

平成 年 月 日から、(氏名: )は、  
障害福祉サービス(同行援護)のサービス提供責任者に従事する予定であり、  
実務経験の要件は満たしていますが、都道府県の実施する「同行援護従業者養成研修」  
【 応用課程 ・ 一般課程及び応用課程 】  
を受講していないため、平成 年 月までに受講させます。

## 【対象事業所】

- ・同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)が未修了のサービス提供責任者

## 【提出時】

同行援護の新規指定又は更新申請時

※新規指定又は更新申請の1年以内に資格を取得すること

# ③ 次期報酬改定検討予定事項(訪問系サービス)

## 1 サービス提供責任者資格要件

- 「居宅介護職員初任者研修課程(居宅介護従業者養成研修2級課程)修了者であって実務経験3年以上」の要件については、「暫定的な要件」とされている。



- サービス提供責任者の資質向上を図る観点から、次期報酬改定(平成30年4月1日)において、各事業所における配置状況を踏まえ、見直す方向で検討することが予定されていることから、暫定的な要件によりサービス提供責任者を配置する事業所におかれましては、早期に介護福祉士又は実務者研修修了者等を配置するようお願いしたい。

## 2 従業者資格要件

- 障害福祉の訪問系サービスにおけるいわゆる3級ヘルパーに関する取扱いについては、知的・精神障害者が本研修を修了し、指定障害福祉サービス事業所等の従業者として従事している例があること等に鑑み、現在でも従事可能としている。



- ヘルパーの資質向上を図るため、次期報酬改定(平成30年4月1日)において、各事業所における配置状況を踏まえ、見直す方向で検討することが予定されていることから、いわゆる3級ヘルパーを配置する事業所におかれましては、当該ヘルパーに居宅介護職員初任者研修等の受講を促進していただくようお願いしたい。